



キリスト者の生活論



第 19 章 神の律法

19.1. 神は、行い契約という形体で、アダムに律法を与え、それによってアダムとその子孫とに個人的に、全き、正確な、また永久的な従順の義務を付加させました。神は、アダムに律法を守れば命を与える、と約束し、律法を破れば死ぬことになるかと警告しました。さらに神は、アダムに律法を守れる力と能力とを付与なさいました(創 1:26, 27、創 2:17、ロマ 2:14、ロマ 10:5、ロマ 5:12, 19、ガラテヤ 3:10, 12、伝道書 7:29、ヨブ 28:28)。

神はアダムを、道徳的自立性を持った存在として創造し、律法を、行為の規則として与えました。この律法を通して神と人間との間は、必然的に道徳的な関係が成立しました。勿論、この律法は、外的に明文化されたものではありません。神さまが人間の良心に語ったことです。パウロはこのことを、彼らの心に律法が記されたことと説明しました(ロマ 2:14, 15)。これはアダムの生活を導くためでした。そしてそれは、人類に対する神の賜物でした。それは道徳法として神の御心を含んだ道徳的行いの基準であり、規則だったからです。従ってアダムのすべての子孫にも適用されます。

この律法は、契約的形を持っていて、規則を規定としていて、契約を破った場合は、死があることを告げたのです。アダムがこの律法を破れば、子孫にも死が臨まれるようになります。行い契約の下にいる(新生していない)すべての人は、自分の行いによって救いを成し遂げようと努力します。墮落したアダムも、

恵み契約が与えられる以前までは、自分の行いによって罪に対する羞恥を隠そうとしました。この世のすべての偽り宗教は、行いによって救われようとする理由がここにあります。この律法に従順する限り永遠の命があるが、不従順する場合は、死の刑罰が与えられます。勿論、人間に、義と聖と知恵が与えられたので、この律法を十分守ることができました。

19. 2. この律法は、アダムの墮落後も、続いて義の完全な規則であって、それは、シナイ山で神によって二つの石の板に書かれた十戒として与えられますが（ヤコブ 1:25、ヤコブ 2:8, 10-12、ロマ 13:8, 9、申 5:32、申 10:4、出 34:1）最初の四つの戒めは神に対する私たちの義務、残りの六つの戒めは人間に対する私たちの義務を含んでいます（マタイ 22:37-40）。

人間が墮落した後も、この律法は義の完全な規則でした。従ってカインの場合、自分は正しく神を礼拝すべきであることをすでに知っていて、弟を殺してはならないことも知っていました。そしてこの律法は、シナイ山で十戒として要約され、二つの石の板に神が直接、記して与えたのです。二つの石の板によって与えられたとは、それが契約を結ぶ方法でした。シナイ山で与えられた律法は、神の民、契約の民が、神の道徳的品性に似て行くべきだということを要求します。十戒の最初の四つの戒めは、神に対する義務として、残りの六つの戒めは、人間に対する義務を語っています。しかしこの部分で、ローマカトリック教会は過ちを犯しています。教皇主義者たちは、十戒の第一戒と第二戒を一つに合わせてしまい、第十戒は二つに分けておき、自分たちの形像崇拝が罪でないことと隠しました。

人間が墮落した後、律法は、罪が何かを知るようにさせます。結局、律法は、キリストと恵みが必要であることを証します。そして、恵み契約のもとでの律法は、キリストに似ていくようにする機能をします。

19.3. 普通、道徳法と呼ばれるこの律法のほかに、神は、未成熟な教会としてのイスラエルの民に対して、幾つかの模型的な規定を含んでいる、儀式法を与えることを喜ばれました。この規程は部分的に、礼拝とキリストとその恵み・行為・苦難・有益などを予表して（ヘブル9章, 10:1、ガラテヤ4:1-3、コロサイ2:17）また他方では、道徳的義務について、種々な教訓とに構成されています（Iコリント5:7、IIコリント6:17、ユダ書23）。この儀式法はみな、今の新約においては、廃止されました（コロサイ2:14, 16, 17、ダニエル9:27、エペソ2:15-16）。

神は未成熟な教会に儀式法を与えますが、彼らの礼拝の中でキリストを知るようにすることです。それはキリストと、キリストの苦難と功労とを予表して、部分的には道徳的義務を覚醒させる教訓などでした。儀式法は、道徳的義務と同時に罪の効果を示すことなので、私たちに罪を避けるべきだということを教えています。勿論、儀式法を通して区別された民として生きながら、世の方式通りに生きて行くことはできないことを教育することです（IIコリント6:17）儀式法は、新約に至って廃止されました。

19.4. 政治体制として、神はイスラエルの民に色々な司法的な律法を与えますが、それらは、その民の国家と共に終わり、今は、どのだれにも義務付けされてはいませんが、正義の一般的原理を持っていること等は、例外です（出21:1-36、出22:1-29、創49:10、Iペテロ2:13, 14、マタイ5:17, 38-39、Iコリント9:8-10）。

市民法は、新約に至って拘束力が無くなりました。新しいイスラエルは、教会だからです。しかし、すべての民族に共通する自然法の原則に基づく法令は、相変わらず効力があります。

19. 5. 道德法は、すべての人々、つまり、義と認められた者にも他の人にも、永久に従順が義務付けられています（ロマ 13:8-10、エペソ 6:2、Iヨハネ 2:3, 4, 7, 8,）。道德法に従順する義務は、その内容だけでなく、それをくださった創造主・神の權威のゆえです（ヤコブ 2:10-11）。キリストも福音の中で、この義務を決して廃棄せず、より一層、強化させました（マタイ 5:17-19、ヤコブ 2:8、ロマ 3:31）。

道德法は、新約においてやはり有効ですが、すべての人々に適用され、義と認められた人々が従順すべき義務です。これは、創造主・神が被造物である人間に付加させた義務です。道德法の重要性は、すべての人が神に対する関係であるから、決して、変更したり廃棄されることはありません。神はあらゆる權威と全能の神として、更に創造主として律法を与える方なので、すべての人性は神の被造物であるゆえ、なお、廃棄されることはありません。従ってキリストご自身も、律法の一点一画も廃ることなく成就されると告げました。

道德法は、新しく生まれていない者に、罪を悟らせる機能をし、新しく生まれた者には、神に似るようにさせる機能をします。従って、信者に道德法が必要ないと主張する道德律廃棄論主義者は、救いの恵みに感謝して律法を守る者に向かって律法主義者だと告訴しますが、自分たち自ら、道德律廃棄論主義者というのを明らかにすることです。

19. 6. たとえ真の信者が、行い契約としての律法の下におらず、律法によって義と認められたり罪に定められたりはしないが（ロマ 6:14、ガラテヤ 2:16, ガラテヤ 3:13、ガラテヤ 4:4-5、使徒 13:39、ロマ 8:1）それでも律法は、彼らにも他の人々にも大いに有用です。すなわち生活の規則として、神の御心と彼らの義務を知らせてあげ、それに相応しく行うように導き、命令し（ロマ 7:12, 22, 25、詩 119:4-6、Iコリント 7:19、ガラテヤ 5:14, 16, 18-23）、

また、彼らの本性・心・生活が罪悪によって腐敗していることを明らかに示し（ロマ7:7、ロマ3:20）、それによって彼らは、罪を悟るようになり、罪のために謙遜になり、罪を憎むようになって（ヤコブ1:23-25、ロマ7:9, 14, 24）キリストとキリストの完全な従順が必要であることを明白に悟ります（ガラテヤ3:24、ロマ7:24, 25、ロマ8:3, 4）。律法はまた、新生した者に有用ですが、罪を禁じ、彼らの腐敗性を抑制させます（ヤコブ2:11、詩119:101, 104, 128）。

律法の警告として、律法は、彼らが罪によって受けることが、何であるのかを指し示し、たとい彼らが、律法に警告されている呪いから自由とは言え、この世にある生活において、罪のゆえに彼らが受けるべき苦しみを見せて上げます（ゼカリヤ9:13-14、詩89:30-34）。同様に、律法の約束は、新生した者の従順に対する神の是認と、彼らが律法に従順した時に起こる祝福が、行為契約として律法が語るに相応しくないけれど（ガラテヤ2:16、ルカ17:10）、彼らが期待できる限り、神は祝福を見せてあげます（レビ記26:1-14、Ⅱコリント6:16、エペソ6:2, 3、詩37:11、マタイ5:5、詩19:11）。それゆえ人が、悪を行うより善を行うように、律法が善を勧め悪を断念させることだから、そうだと言っても、その人が律法の下にいて、福音の下にいないという証拠ではありません（ロマ6:12, 14、Ⅰペテロ3:8-12、詩34:12-16、ヘブル12:28, 29）。

真の信者でも、律法を守ろうと努力するが、破り、罪を犯します。しかし恵み契約の下にいるから罪の定めには至りません。律法は信者にとって行いの原理であり、生活の規則です。信者にとって律法は、自分の腐敗性と、罪を悟らせるので、さらに謙遜にさせ、罪を憎むように挑戦を与えます。さらに信者は、自分は律法を完全に行えていないことを悟って、キリストの貴重性についてさらに悟ります。従って信者にとって律法は、自分の腐敗性を抑制するのに有益

です。しかし未信者の場合には、行い契約の下にいるから、罪の定めへの恐れの中にいるようになります。結局、清教徒たちが律法を強調したのは、新生していない者には罪を悟らせる機能と、新生した者には聖なる生活を追求するようにさせ、罪を抑制させる機能のためでした。

律法主義者は誤りですが、アダムが墮落した以降、守ることのできない律法を守れると考え、律法を守って救いを成し遂げようとするからです。律法主義者は、守ることのできない律法を守ったと考え、自分は救われたと思い、自己義と、傲慢に陥るようになります（ロマ10:3）。今日のパウルの新しい視点では、律法を守って教会で正しくなろうとしますが、それは律法主義の誤りに当てはまります。

19. 7. 上に述べた律法の用途は、福音の恵みと衝突することなく、完全な調和を成し（ガラテヤ3:21）キリストの霊は、人間の意志を服従させ、律法に啓示された神の御心が要求することを、自由に、喜びながら行うようにさせます（エゼキエル36:27、ヘブル8:10、エレミヤ31:33）。

7項は、律法と福音の関係を説明しています。律法は、福音の必要性和貴重性をさらに明らかにします。新しい契約のもとで聖霊さまは、信者に律法を守るようにその心に律法を書き記して置きました。そして聖霊さまは人々の意志に影響を与えて律法を自発的に守るようにさせます。聖霊さまは、従順を可能にさせるのです（エゼキエル36:27、エレミヤ31:33）。

7項の叙述から外れた誤り等があります。カール・バルトは律法と福音との関係を、福音と律法の順序に変えました。聖霊さまは、罪人を回心させるために律法を用いて罪を責めるのに、それを欠落させたのです。より一層、今日の

福音主義伝道では、律法に対する内容が欠落されています。従ってキリストを信じるべき理由を説明できないでいます。福音を変質させています。律法と福音の順序を変えてしまった福音伝道をジェームス・パッカーは新福音 (new gospel) と呼びました。⁹⁷これは、罪の覚醒なしに、あるいは、キリストを信じなければならぬ必要性を認識できないまま、キリストを信じることなので、福音を変質させることです。一方で、現代五旬節運動は、道徳律廃棄論主義として律法を無視して、むしろ、天からの声と啓示を主張しながら律法を破っています。現代教会の道徳的スキャンダルの大部分が、道徳律廃棄論主義から起こりますが、キリスト者たちの行為の原理 (principle of conduct) である律法を、無視するからです。

97 ジェームス・パッカー、清教徒思想 (ソウル：CLC、2016) 参照